

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	特別児童扶養手当に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大東市は、特別児童扶養手当に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

大東市長

公表日

令和7年8月8日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	特別児童扶養手当に関する事務
②事務の概要	特別児童扶養手当の案内・申請受付・進達・交付事務等を行う。この業務を行うにあたり、特定個人情報の取扱いを行う。
③システムの名称	特別児童扶養手当システム、団体内統合宛名システム、中間サーバーシステム
2. 特定個人情報ファイル名	
特別児童扶養手当事務ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第66項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の91、92及び93の項並びに第93、94及び95条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の13、16、19、29、42、80、125及び155の項並びに第15、18、21、31、44、82、127及び157条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉・子ども部 こども家庭室
②所属長の役職名	こども家庭室課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 大東市福祉・子ども部こども家庭室 子ども政策グループ 電話 072-870-9655
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	574-8555 大阪府大東市谷川1丁目1番1号 大東市福祉・子ども部こども家庭室 子ども政策グループ 電話072-870-9655
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年7月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

9. 監査	
実施の有無	[<input type="checkbox"/>] 自己点検 [<input type="checkbox"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [<input type="checkbox"/>] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	・ 特定個人情報を含む書類や USB メモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底することや、USB メモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている等、端末使用時に静脈による本人認証としている。これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	所属長	子ども室長 青木 浩之	子ども室長 鳥山 和郎	事後	人事異動による
平成31年4月1日	所属長	子ども室長 鳥山 和郎	子ども室長 青木 浩之	事後	人事異動による
令和1年6月28日				事前	再実施
令和3年9月1日	I 基本情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	
令和5年4月1日	部署	子ども室	こども家庭室	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	所属長の役職名	子ども室課長	こども家庭室課長	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	請求先	子ども室	こども家庭室	事後	年次見直しによる
令和5年4月1日	連絡先	子ども室	こども家庭室	事後	年次見直しによる
令和6年6月28日	請求先	子ども支援グループ	子ども政策グループ	事前	再実施
令和6年6月28日	連絡先	子ども支援グループ	子ども政策グループ	事前	再実施
令和6年6月28日	関連情報3. 個人番号の利用 ②法令上の根拠	行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第一項及び別表第一第46項	番号法第9条第1項及び別表第66項	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和6年6月28日	関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号及び別表第二第16項、第56項の2、第57項、第66項、第116項	(情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の91、92及び93の項並びに第93、94及び95条 (情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号 ・番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の13、16、19、29、42、80、125及び155の項並びに第15、18、21、31、44、82、127及び157条	事後	法改正に伴う根拠法令、条項の整理
令和7年8月8日	II しきい値判断項目	II しきい値判断項目 令和6年6月1日	II しきい値判断項目 令和7年7月1日	事前	しきい値判断項目の日付更新
令和7年8月8日	IV リスク対策 8. 11		【新項目】 IV リスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分かー 充分である 判断根拠 特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 11. 最も優先順位が高いと考えられる対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 当該対策は十分か(再掲)ー十分である 判断根拠 ・特定個人情報を含む書類やUSBメモリは、施錠できる書棚等に保管することを徹底することや、USBメモリは、事前に許可を得た媒体のみ使用可能となるよう業務端末上制御を行っている等、端末使用時に静脈による本人認証としている。 これらの対策を講じていることから、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事前	評価書内新項目の追加記載